

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集 R4 松 28	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称) 松山市長 野志 克仁					(所在地) 愛媛県松山市二番町四丁目 7番地 2			経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考			
番号	所 在・地 番	林班	小班	枝番	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の 始期								
1	松山市横谷乙255-1	488	31	1	山林	18,189	ヒノキ	41	公告の日から	2033. 3. 31	○経営管理実施権の設定 は行わない。	○経営管理実施権の設定 は行わない。	○経営管理実施権の設定 は行わない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○経営管理実施権の設定 は行わない。		
		488	31	2			スギ	59			・乙は、存続期間中に保 育間伐を1回実施する。 ・伐採の対象となる樹種 はスギまたはヒノキとす る。ただし、前述した樹 種を伐採する際にその他の の立木が支障となる場合 は、対象森林の公益的機 能を損なわない範囲にお いて伐採することができる ものとする。						
2	松山市横谷乙261-2	488	38	0	山林	1,695	スギ	54	同上	同上	※留意事項 乙が経営管理を行った ために要した経費及び森 林保険を付保する場合に おける保険料は、乙が負担 するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。		
3	松山市横谷乙282-1	488	69	1	山林	1,477	ヒノキ	40	同上	同上	※留意事項 乙が経営管理を行った ために要した経費及び森 林保険を付保する場合に おける保険料は、乙が負担 するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。		
4	松山市横谷乙320	488	113	0	山林	3,148	ヒ ノ キ ・ ス ギ	66	同上	同上	・乙は、当該森林の管理 のため、森林の巡視を行 うものとする。また、気 象灾害等の恐れがある場 合は、その都度巡視を行 うものとする。なお、当 該巡視は、林道等からの 目視等によって判断でき る限りで行う。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。		
5	松山市横谷乙323	488	117	1	山林	9,634	ヒノキ	47	同上	同上	・乙は、当該森林の管理 のため、森林の巡視を行 うものとする。また、気 象灾害等の恐れがある場 合は、その都度巡視を行 うものとする。なお、当 該巡視は、林道等からの 目視等によって判断でき る限りで行う。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。		
		488	117	2			ヒノキ	47									
6	松山市横谷丁179-1	488	152	2	山林	1,306	スギ・ ヒノキ	54	同上	同上	※留意事項 乙が経営管理を行った ために要した経費及び森 林保険を付保する場合に おける保険料は、乙が負担 するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。		
7	松山市横谷甲556	488	188	0	山林	703	スギ	60	同上	同上	※留意事項 乙が経営管理を行った ために要した経費及び森 林保険を付保する場合に おける保険料は、乙が負担 するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。		
8	松山市横谷甲558	488	189	0	山林	265	スギ	60	同上	同上	※留意事項 乙が経営管理を行った ために要した経費及び森 林保険を付保する場合に おける保険料は、乙が負担 するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。	○乙から甲に対して金銭の支 払いは発生しない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡						
9	松山市横谷甲559	488	190	0	山林	977	スギ	60	公告の日から	2033.3.31	○経営管理実施権の設定は行わない。 ・乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施する。 ・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述した樹種を伐採する際にその他の立木が支障となる場合は、対象森林の公益的機能を損なわない範囲において伐採することができるものとする。	○経営管理実施権の設定は行わない。 ・木材の販売収益が発生する森林整備は実施しないため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。	○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理実施権の設定区域は別添図面のとおり
10	松山市横谷乙141	493	38	0	山林	8,969	ヒノキ	47	同上	同上	※留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費及び森林保険を付保する場合における保険料は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支払は行わない。		
11	松山市横谷乙157	493	61	0	山林	4,400	スギ	53	同上	同上				
12	松山市横谷乙158	493	62	0	山林	9,334	ヒノキ	53	同上	同上				
13	松山市横谷甲219-1	493	184	0	畠	2,152	スギ	45	同上	同上	・乙は、当該森林の管理のため、森林の巡視を行うものとする。また、気象災害等の恐れがある場合は、その都度巡視を行うものとする。なお、当該巡視は、林道等からの目視等によって判断できる限りで行う。			
14	松山市横谷乙66	494	49	0	山林	4,472	ヒノキ	45	同上	同上				
15	松山市横谷乙72-2	494	55	0	山林	77	スギ	65	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松山市横谷乙255-1	488	31	1	山林	18,189	ヒノキ	41					
		488	31	2			スギ	59					
2	松山市横谷乙261-2	488	38	0	山林	1,695	スギ	54					
3	松山市横谷乙282-1	488	69	1	山林	1,477	ヒノキ	40					
4	松山市横谷乙320	488	113	0	山林	3,148	ヒノ キ・ スギ	66					
5	松山市横谷乙323	488	117	1	山林	9,634	ヒノキ	47					
		488	117	2			ヒノキ	47					
6	松山市横谷丁179-1	488	152	2	山林	1,306	スギ・ ヒノキ	54					
7	松山市横谷甲556	488	188	0	山林	703	スギ	60					
8	松山市横谷甲558	488	189	0	山林	265	スギ	60					

この計画に同意する。

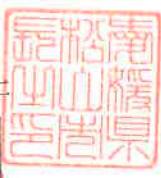
権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 (同上)

松山市長 野志 克仁

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 (同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

(2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

(4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行いう場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(8) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。